

### 第三章 介護予防通所介護のまとめ

※特に時期の記載がない質問については、平成28年10月1日現在で回答。

#### Q3: サービス種類

貴事業所が提供しているサービスの種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

サービスの種類	市内 30 事業所	市外 20 事業所	合計 50 事業所
通所介護	13	11	24
地域密着型通所介護	17	10	27
介護予防通所介護	27	18	45
総合事業	3	15	18

#### Q4: 総合事業に対する所感

Q3 で、総合事業を提供していると回答した事業所で、総合事業の開始後の所感や、開始したことで発生した不都合等があれば教えてください。

★市内 3 事業所で総合事業を提供していると回答したが、記述した事業所はなかった。

★先行開始している他市の事業所からの回答

○予防と総合事業の違いが移行直後ははっきりしておらず、請求コード違いで返戻になってしまうことが多々あった。包括もしばらくは理解できていない様子だった。

○契約書や各種書類の変更業務や利用者との再契約などの事務量の増加。報酬がどのように改訂されるかなどの不安感などがありました。

○相模原市では今年 4 月から総合事業に移行しました。それに伴い計画書や契約書、運営規定などの表題などの変更で少し手間がかかりました。

○利用者への説明が難しい(制度変更の)。

○他市の総合事業の説明会がなかったこと。4 月から開始にも関わらず、5 月に指定を取るようになった。

○現行相当だったので、大きな不都合はないが、事務処理の対応が負担になります。ケアプランをもとに総合事業へ変更になるので、進めていく順番が問題になるのであれば、ケアマネから声がかかるのを待っていただければよいのか。

○介護保険証の更新ごとに総合事業へ移行されたため(全員一緒ではないため)請求コードを間違えてしまうことがあった。

○現場レベルでは特に変化はありませんでしたが、レセプトにおいて様々なエラーがあり、請求の部分で苦労しました(知っている人がいない)。

Q5:利用者定員数

	市内(30)	市外(20)	合計(50)
1～10人	15	7	22
11～20人	4	5	9
21～30人	4	4	8
31～40人	5	3	8
41～50人	2	1	3
計	30	20	50

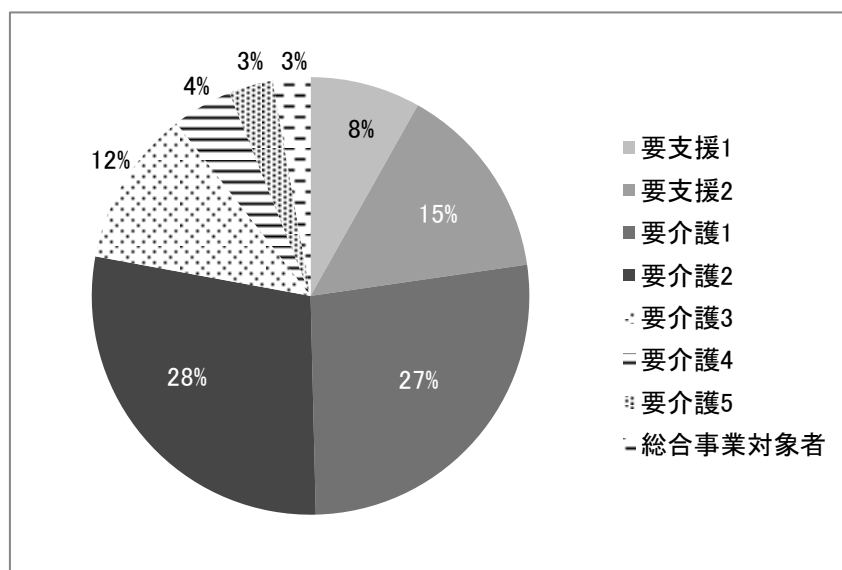
定員数合計(延べ)

市内(30)	市外(20)	合計(50)
479	546	1025

(人)

Q6:介護度別人数 (人)

	市内(30)	市外(20)	合計(50)	割合
要支援1	61	153	214	8%
要支援2	99	283	382	15%
要介護1	306	400	706	27%
要介護2	367	375	742	28%
要介護3	181	123	304	12%
要介護4	71	46	117	4%
要介護5	49	37	86	3%
総合事業対象者	8	65	73	3%
合計	1142	1482	2624	100%



Q7: 週当たりの利用回数と利用者数 (人)

Q5 の要支援の利用者について、週当たりの利用回数と利用者数をご記入ください。正確な人数がすぐにはわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

		市内(30)	市外(20)	合計(50)
要支援 1	週1回	60	150	210
	週2回	0	2	2
	週3回以上	0	0	0
要支援 2	週1回	22	60	82
	週2回	77	223	300
	週3回以上	0	1	1

Q8: 1回あたりの利用時間と利用者数

要支援の利用者について、1回あたりの利用時間と利用者数をご記入ください。正確な人数がすぐにはわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

		市内(30)	市外(20)	合計(50)
要支援 1	3-5 時間	24	143	167
	5-7 時間	4	1	5
	7-9 時間	33	2	35
要支援 2	3-5 時間	27	229	256
	5-7 時間	9	2	11
	7-9 時間	64	31	95

Q9~12: 職員等の時給

通所介護サービスを提供する職員のうち、パート・アルバイトなど、賃金の支払い形態が時間給の

①生活相談員②看護職員③介護職員④機能訓練指導員について、時給(最高・平均・最低)をご記入ください。

①生活相談員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1025.0	1127.5	1076.3	850~1300
平均額	1009.6	1072.5	1041.1	850~1200
最低額	994.2	998.0	996.1	850~1200

(円)

▽ 平均	900	1000	1500	2000	2500 円
最高額の幅	▽ 1076.3 円				
平均額の幅	▽ 1041.1 円				
最低額の幅	▽ 996.1 円				

②看護職員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1606.4	1542.0	1574.2	1000~2000
平均額	1571.6	1544.5	1558.1	1000~1900
最低額	1530.9	1486.7	1508.8	1000~1750

(円)

▽ 平均	900	1000	1500	2000	2500 円
最高額の幅	▽ 1574.2 円				
平均額の幅	▽ 1558.1 円				
最低額の幅	▽ 1508.8 円				

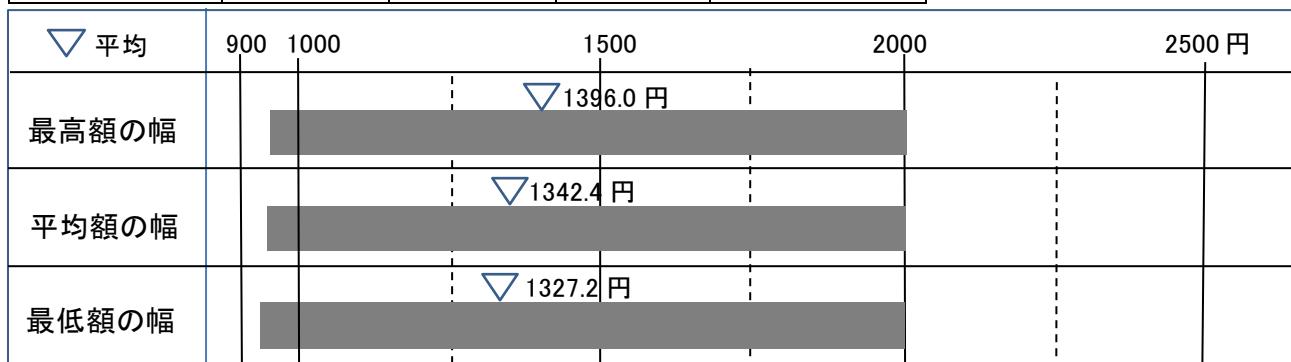
③介護職員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1004.3	1049.1	1026.7	850~1800
平均額	969.9	1023.1	996.5	850~1700
最低額	941.6	992.2	966.9	850~1600

(円)

▽ 平均	900	1000	1500	2000	2500 円
最高額の幅	▽ 1026.7 円				
平均額の幅	▽ 996.5 円				
最低額の幅	▽ 966.9 円				

④機能訓練 指導員	市内(30)	市外(20)	合計(50)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1351.2	1440.9	1396.0	950～2000
平均額	1319.8	1365.0	1342.4	940～2000
最低額	1297.7	1356.7	1327.2	930～2000

(円)



総合事業実施に伴う、事業所の意向

Q13:平成29年度提供予定サービス種類

平成29年度に提供を予定しているサービス種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

サービス種類	市内(30)	市外(20)	合計(50)
通所介護	13	11	24
地域密着型通所介護	17	9	26
介護予防通所介護	20	16	36
総合事業 現行相当のサービス	13	17	30
総合事業 通所型サービスA	2	2	4
総合事業 通所型サービスC	1	1	2

Q14:平成30年度以降提供予定、または関心があるサービス種類

平成30年度以降に提供を予定しているか、提供に関心があるサービス種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

サービス種類	市内(30)	市外(20)	合計(50)
通所介護	14	9	23
地域密着型通所介護	17	9	26
介護予防通所介護	21	9	30
総合事業 現行相当のサービス	16	15	31
総合事業 通所型サービスA	9	6	15
総合事業 通所型サービスC	4	1	5

Q15: 通所型サービスAを想定した場合の緩和したい基準、介護報酬の構造等、意見

総合事業 通所型サービス A(緩和した基準によるサービス)を提供すると仮定して、事業所内外での検討や調整が必要な事項がありますか？また、現行の基準のうち緩和してもよいと思われるもの、介護報酬の構造等について、具体的なお意見等がありましたら、ご記入ください。

○機能訓練を行っている事業所で入浴や食事の提供をしていない関係上、緩和基準によるサービスはどの程度の意味を示しているのかわからないので、それに対応できるのかもわからない。できれば、通所介護サービスの中のレクリエーションより機能訓練を重視できる形を継続をしたいと思っておりますが、また別の場所での調整は資金の不安もあります。

○場所の確保、人員の確保、最低賃金の保証、送迎減算の廃止、人員基準の緩和(看護師)報酬の検討。

○人員配置とサービス内容のバランス。現行のサービスの継続可否。緩和<看護師、機能訓練指導員(資格者)、生活相談員などの資格要件>。

○通所型サービス A を行う場合、別の事業所の開設が必要なため、物件を探す、新しく人材の募集を行う等の検討が必要。現行の基準から人員基準、建物基準の緩和が行われるとよいと思います。

○近隣利用者に対するサービスは社会福祉法人として積極的に取り組んでいきたいが、体制やハード面も考慮し、具体的な検討を今後進めていきたい。

○看護職員の人員配置。

○送迎は別で設け、加算(選択可)。

○まだよく理解していないので分かりません。

○介護報酬が現行よりも下がるのならやりません。

○一度座間市での出店を検討し、物件を探しましたが、建築基準や防火設備、家賃などにおいて、希望にあう物件が見つけれなかったもので、物件に対する基準緩和。

○通所型サービス A を提供すると仮定して、当事業所では人員などの基準は満たせるため実施することは可能です。どういった内容で行うか事業内での検討は必要(総合事業の理解も含めて)ですし、ケアマネジャーや包括センターへの周知のためのパンフレット作り等が必要かと思われます。

○介護報酬によるが人員基準緩和により、総合事業対象の事業所も検討していく。提供時間の緩和も考える。

○一体型か単独型、送迎付きか送迎なし、または送迎有料等、検討が必要に思われる。

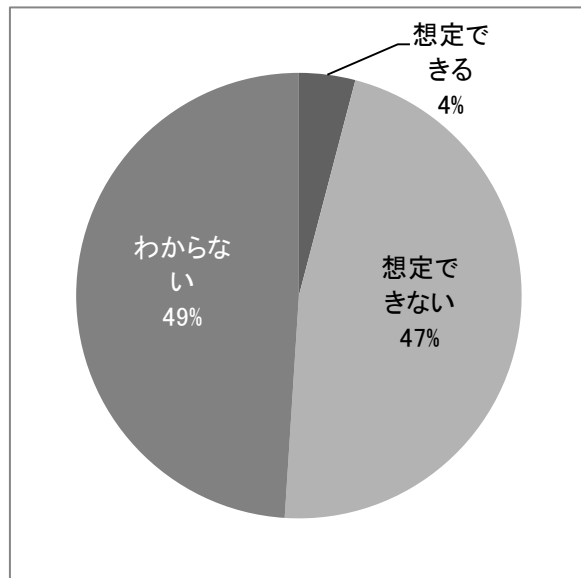
○他市の利用者様との兼ね合い(時間や体制など)座間、海老名、大和の利用者様が混在しています。看護職員や機能訓練指導員の人員基準や作成書類の緩和。報酬に関しては第三者の評価で加算がつけばいいと思います。(改善例を多く出している施設向け)

○検討中。

Q16: 通所型サービスC(短期集中)への意向

貴事業所では、通所型サービスC(短期集中予防サービス)を、現実的に想定することができますか。該当する選択肢1つに○印をご記入ください。

	市内(30)	市外(20)	合計(50)
想定できる	2	0	2
想定できない	14	9	23
わからない	14	10	24



Q17: 通所型サービスC(短期集中)の運営、内容への意見

Q16で「想定できる」とお答えの事業所に伺います。総合事業 通所型サービスC(短期集中予防サービス)を提供すると仮定して、事業所内外での検討や調整が必要な事項や、提供する場合の運営方法(直営・市事業の受託)、教室内容(事業所ごとの内容・市の基準に基づく内容)等について、具体的なご意見やご要望等がありましたら、ご記入ください。

○職員の資格の中でマッサージ師や柔道整復師が除かれていますがその通りでしょうか？機能訓練士として理学(療法士)や作業療法士の確保が難しいです。事業所の広さによってできることややってみたいことがあります。今の事業と一緒に無理なので、他の場所が必要になると思いますが、先立つのは資金の確保で、内容が変わると思います。

○医療機関と機能訓練資格者との連携も必要であり、体制面での構築ができれば可能だと思う。

○検討中。

Q18:緩和してもよい基準、介護報酬の構造

「現行の通所介護相当のサービス提供が必要なケース(総合事業ガイドラインに例示されるケース※)」以外の利用者に通所サービスを提供するにあたって、現行の基準の中で緩和しても良いと思われる基準や、介護報酬の構造について、具体的なご意見等がありましたら、ご記入ください。

○機能訓練の成果で介護度が良くなるとケアマネさんのプラン料金も変わるため、紹介が敬遠されてしまうこともありますし、頑張らないでゆっくりネ、と指示を暗示されることもあります。コミュニケーションが大切といい、一年間リハビリをせず、お話相手で終わっている訪問リハもあります。向上しようとする目的に逆行することがまかり通ることを改善してほしいと思います。

○外出や散歩等の緩和。

○研修等、市で行ってほしい。

○傷害保険の市による加入。

○人員配置要件、送迎の基準の緩和(バスストップ制)。

○人員基準、建物基準の緩和が行われるとよいと思います。市が設定する介護報酬がこれ以上下がることのないようにサービスを考え提供する方法。

○人員基準(相談員)。

○機能訓練指導員の人員基準緩和。

○やはり専門職による生活機能向上のための指導、トレーニングはポイントになると思いますので、基準緩和や報酬の適正化を図り、一人でも多くの方に利用していただけたらと希望します。